



令和 4 年  
第 4 回市議会（定例会）

議 案

（議第 48 号～報告第 9 号）

荒 尾 市



## 令和4年第4回荒尾市議会（定例会）議案目次

議案番号	件 名	ページ
議第48号	令和3年度荒尾市一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議第49号	令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議第50号	令和3年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議第51号	令和3年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議第52号	令和3年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9
議第53号	令和3年度荒尾市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	11
議第54号	令和3年度荒尾市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	13
議第55号	令和3年度荒尾市病院事業会計決算の認定について	15
議第56号	旧荒尾競馬場スタンド解体工事請負契約の締結について	17
議第57号	荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	19
議第58号	荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について	25
議第59号	令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）	29
議第60号	令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	79
議第61号	令和4年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）	95
議第62号	令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	129
議第63号	令和4年度荒尾市病院事業会計補正予算（第1号）	143
報告第9号	令和3年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足比率について	145



令和3年度荒尾市一般会計歳入歳出決算  
の認定について

令和3年度荒尾市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計  
歳入歳出決算の認定について

令和3年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦





令和3年度荒尾市介護保険特別会計歳入  
歳出決算の認定について

令和3年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法  
(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査  
委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和3年度荒尾市後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算の認定について

令和3年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和3年度荒尾市南新地土地区画整理事業  
特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和3年度荒尾市水道事業会計決算の  
認定及び剰余金の処分について

令和3年度荒尾市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剰余金の処分については、同法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦





令和3年度荒尾市下水道事業会計決算の  
認定及び剰余金の処分について

令和3年度荒尾市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剰余金の処分については、同法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和3年度荒尾市病院事業会計決算の  
認定について

令和3年度荒尾市病院事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦



旧荒尾競馬場スタンド解体工事請負契約  
の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 旧荒尾競馬場スタンド解体工事  |
| 2 | 契約の方法  | 条件付一般競争入札   |
| 3 | 契約金額   | 385,000,000円  |
| 4 | 契約の相手方 | 熊本市南区野田3丁目13番1号<br>前田・橋本建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社前田産業<br>代表取締役 木村 洋一郎 |

提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするからである。



荒尾市職員の育児休業等に関する条例の  
一部改正について

荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正  
するものとする。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正  
を行うものである。





荒尾市職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例

荒尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあって

は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日

(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任

期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「伴い、当該任期」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部  
改正について

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部  
を改正する条例

別紙添付

提案理由

令和4年度診療報酬改定に伴い、選定療養費について所要の改正を行いたいからである。



荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部  
を改正する条例

荒尾市民病院使用料及び手数料条例（昭和24年条例第11号）  
の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ア中「5,500円」を「7,700円」に  
改め、同号イ中「2,750円」を「3,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。





令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,088千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,932,198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		6,093,095	1,964	6,095,059
	1 国庫負担金	4,066,416	1,772	4,068,188
	2 国庫補助金	2,015,450	192	2,015,642
16 県支出金		2,010,086	15,198	2,025,284
	1 県負担金	1,490,470	886	1,491,356
	2 県補助金	413,118	14,208	427,326
	3 県委託金	106,498	104	106,602
17 財産収入		76,859	1,735	78,594
	1 財産運用収入	73,856	1,735	75,591
20 繰越金		1	27,058	27,059
	1 繰越金	1	27,058	27,059
21 諸収入		367,977	4,133	372,110
	6 雑 入	318,107	4,133	322,240
歳 入 合 計		25,882,110	50,088	25,932,198

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		197,497	0	197,497
	1 議会費	197,497	0	197,497
2 総務費		3,233,340	10,536	3,243,876
	1 総務管理費	2,628,639	1,085	2,629,724
	2 徴税費	283,507	1,375	284,882
	3 戸籍住民基本台帳費	225,482	8,076	233,558
	6 監査委員費	26,189	0	26,189
3 民生費		11,560,693	26,143	11,586,836
	1 社会福祉費	5,655,270	4,494	5,659,764
	2 児童福祉費	4,277,098	21,649	4,298,747
	3 生活保護費	1,628,321	0	1,628,321
4 衛生費		3,038,522	161	3,038,683
	1 保健衛生費	1,101,216	161	1,101,377
	2 清掃費	1,225,176	0	1,225,176
6 農林水産業費		509,036	11,816	520,852
	1 農業費	392,971	11,816	404,787
7 商工費		632,537	1,432	633,969
	1 商工費	632,537	1,432	633,969
8 土木費		2,051,811	0	2,051,811
	2 道路橋梁費	580,098	0	580,098
	6 住宅費	436,739	0	436,739
10 教育費		2,171,902	0	2,171,902
	1 教育総務費	202,096	0	202,096
	2 小学校費	490,274	0	490,274
	3 中学校費	288,594	0	288,594
	4 社会教育費	520,253	0	520,253
	5 保健体育費	670,685	0	670,685
歳 出 合 計		25,882,110	50,088	25,932,198

## 第 2 表 債務負担行為補正

### 1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
基幹系OA機器借上料	令和5年度 ～ 令和10年度	76,690
令和5年度情報系OA機器借上料	令和5年度 ～ 令和10年度	67,275
Acrocityコンビニ交付システム改修委託料	令和5年度	4,400
給食調理業務委託料	令和5年度 ～ 令和9年度	72,205
健康診査委託料	令和5年度	625
がん検診等委託料	令和5年度	62,960
肝炎ウイルス検診委託料	令和5年度	1,245
骨粗鬆症検診委託料	令和5年度	1,007

事 項	期 間	限度額（千円）
がん検診推進事業委託料	令和5年度	447
新型コロナウイルス対策経営安定資金に対する利子補給（農業分）（令和4年度）	令和5年度 ～ 令和10年度	熊本県が定める市負担率により算出した額
新型コロナウイルス対策経営安定資金に対する保証料助成（農業分）（令和4年度）	令和5年度 ～ 令和10年度	熊本県が定める市負担率により算出した額
小学校インターネット接続利用料（ローカルブレイクアウト方式導入費用）	令和5年度 ～ 令和9年度	16,500
中学校インターネット接続利用料（ローカルブレイクアウト方式導入費用）	令和5年度 ～ 令和9年度	9,900
運動公園施設指定管理委託料	令和5年度 ～ 令和9年度	245,938

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,093,095	1,964	6,095,059
16 県支出金	2,010,086	15,198	2,025,284
17 財産収入	76,859	1,735	78,594
20 繰越金	1	27,058	27,059
21 諸収入	367,977	4,133	372,110
歳入合計	25,882,110	50,088	25,932,198





(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
	397			10,139
1,964	13,646			10,533
				161
	1,155		3,101	7,560
				1,432
1,964	15,198		3,101	29,825

## 2 歳 入

(款) 15 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	6,093,095	1,964	6,095,059
1	国庫負担金	4,066,416	1,772	4,068,188
1	1 民生費国庫負担金	3,973,344	1,772	3,975,116
2	国庫補助金	2,015,450	192	2,015,642
2	2 民生費国庫補助金	416,132	192	416,324
16	県支出金	2,010,086	15,198	2,025,284
1	県負担金	1,490,470	886	1,491,356
1	1 民生費県負担金	1,483,653	886	1,484,539
2	県補助金	413,118	14,208	427,326
1	1 総務費県補助金	14,400	397	14,797
2	2 民生費県補助金	288,602	12,656	301,258
5	5 農林水産業費県補助金	52,803	1,155	53,958
3	県委託金	106,498	104	106,602
2	2 民生費委託金	602	104	706
17	財産収入	76,859	1,735	78,594
1	財産運用収入	73,856	1,735	75,591
1	1 財産貸付収入	57,100	1,735	58,835
20	繰越金	1	27,058	27,059
1	繰越金	1	27,058	27,059
1	1 繰越金	1	27,058	27,059
21	諸収入	367,977	4,133	372,110
6	雑入	318,107	4,133	322,240
4	4 雑入	318,103	4,133	322,236

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
16	低所得者保 険料軽減負 担金	1 低所得者保険料軽減負担金 1,772
14	障害者総合 支援事業費 国庫補助金	1 障害者自立支援給付支払等システム事業費国庫補助金 192
21	低所得者保 険料軽減負 担金	1 低所得者保険料軽減負担金 886
1	総務費補助 金	1 県権限移譲事務交付金 397
1	社会福祉費 県補助金	1 民生委員費県補助金 460
4	児童福祉費 県補助金	1 保育対策総合支援事業費県補助金 5,488 2 熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金 6,708 12,196
1	農業費県補 助金	1 水田農業経営確立対策指導推進事業費県補助金 1,155
1	実態調査委 託金	1 全国在宅障害児（者）実態調査委託金 104
1	土地建物貸 付収入	1 市有地建物賃貸料 1,735
1	繰 越 金	1 繰越金 27,058
8	雑 入	1 雑入（農林水産課） 4,133

3 歳 出

(款) 1 議会費  
(項) 1 議会費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 議会費	197,497	0	197,497		
1 議会費	197,497	0	197,497		
1 議会費	197,497	0	197,497		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	0	1 議会事務局人件費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (68) 健康労働保険料 (△68)

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	3,233,340	10,536	3,243,876	397	10,139
1 総務管理費	2,628,639	1,085	2,629,724		1,085
1 一般管理費	757,091	0	757,091		
2 文書広報費	47,532	1,085	48,617		1,085
7 企画費	955,876	0	955,876		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	0	1 一般管理費（総務課） 共済組合負担金 (103) 健康労働保険料 (△103)	
		2 一般管理費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (212) 健康労働保険料 (△212)	
		3 財政課人件費（産休・育休代替職員任用） 共済組合負担金 (53) 健康労働保険料 (△53)	
		4 ぐらしいきいき課人件費（産休・育休代替職員任用） 共済組合負担金 (62) 健康労働保険料 (△62)	
		5 秘書課人件費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (42) 健康労働保険料 (△42)	
		6 秘書課人件費（産休・育休代替職員任用） 共済組合負担金 (25) 健康労働保険料 (△25)	
		7 契約検査室人件費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (56) 健康労働保険料 (△56)	
4 共 済 費 12 委 託 料	0 1,085	1 広報戦略事業費 1,085 その他委託料 (1,085) 観光案内板改修委託料 (1,085)	
		2 地域おこし協力隊事業費（総合政策課） 共済組合負担金 (78) 健康労働保険料 (△78)	
4 共 済 費	0	1 ふるさと応援寄附金推進費 共済組合負担金 (132) 健康労働保険料 (△132)	
		2 定住情報発信事業費 共済組合負担金 (77) 健康労働保険料 (△77)	
		3 空家バンク事業費 共済組合負担金 (125) 健康労働保険料 (△125)	

(款) 2 総務費  
(項) 2 徴税費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	徴 税 費	283,507	1,375	284,882		1,375
	1	税務総務費	195,972	1,375	197,347		1,375
	2	賦課徴収費	87,535	0	87,535		

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	954	1 税務総務費（税務課会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (65)
3 職員手当等	180	健康労働保険料 (△65)
4 共済費	198	2 産休・育休代替職員任用（税務課） 1,375 非常勤職員報酬 (954)
8 旅費	43	期末手当 (180)
		共済組合負担金 (140)
		健康労働保険料 (58)
		費用弁償 (43)
		3 産休・育休代替職員任用（収納課）
		共済組合負担金 (53)
		健康労働保険料 (△53)
4 共済費	0	1 市税等の収納向上強化対策事業費 共済組合負担金 (132)
		健康労働保険料 (△132)

(款) 2 総務費  
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	225,482	8,076	233,558	397	7,679
1	戸籍住民基本台帳費	225,482	8,076	233,558	県支出金 397	7,679

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	1,649	1 市民サービスセンター（会計年度任用職員任用） 非常勤職員報酬 2,179 (1,649)
3 職員手当等	180	期末手当 (180)
4 共 済 費	290	共済組合負担金 (269) 健康労働保険料 (21)
8 旅 費	60	費用弁償 (60)
12 委 託 料	5,500	2 戸籍住民基本台帳費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (656) 健康労働保険料 (△656)
17 備品購入費	397	3 市民サービスセンター費 397 備品購入費 (397)
		4 マイナンバーカード交付円滑化推進事業費 共済組合負担金 (578) 健康労働保険料 (△578)
		5 マイナポイント利用環境整備事業費 共済組合負担金 (229) 健康労働保険料 (△229)
		6 住民票等コンビニ交付事業費 5,500 その他委託料 (5,500) A c r o c i t y コンビニ交付システム改修委託料 (5,500)

(款) 2 総務費  
(項) 6 監査委員費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	監査委員費	26,189	0	26,189		
	1 監査委員費	26,189	0	26,189		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	0	1 監査委員費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (52) 健康労働保険料 (△52)

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

3	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		11,560,693	26,143	11,586,836	15,610	10,533
1	社会福祉費	5,655,270	4,494	5,659,764	3,414	1,080
1	社会福祉総務費	1,910,137	4,005	1,914,142	国庫支出金 1,772 県支出金 1,346	887
8	国民年金費	12,433	0	12,433		
12	婦人保護事業費	3,379	0	3,379		
13	障害者自立支援給付費	1,979,115	489	1,979,604	国庫支出金 192 県支出金 104	193

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
4 共 済 費	0	1 社会福祉総務費	460
		補助金	(460)
18 負担金、補助及び交付金	460	民生・児童委員協議会運営費補助金	(460)
		2 社会福祉総務費（会計年度任用職員任用）	
		共済組合負担金	(129)
		健康労働保険料	(△129)
27 繰 出 金	3,545	3 介護保険特別会計繰出金	3,545
		特別会計繰出金	(3,545)
		介護保険特別会計（保険料軽減）繰出金	(3,545)
		4 生活困窮者自立相談支援事業費	
		共済組合負担金	(228)
		健康労働保険料	(△228)
		5 生活困窮者自立相談支援事業費（任意事業分）	
		共済組合負担金	(61)
		健康労働保険料	(△61)
		6 認知症コホート大規模調査事業費	
		共済組合負担金	(173)
		健康労働保険料	(△173)
4 共 済 費	0	1 国民年金事務費（会計年度任用職員任用）	
		共済組合負担金	(53)
		健康労働保険料	(△53)
4 共 済 費	0	1 婦人相談員設置事業費	
		共済組合負担金	(70)
		健康労働保険料	(△70)
1 報 酬	97	1 障害者福祉総務費	489
		非常勤職員報酬	(97)
10 需 用 費	7	消耗品費	(7)
		その他委託料	(385)
12 委 託 料	385	障害者自立支援給付システム改修委託料	(385)

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,277,098	21,649	4,298,747	12,196	9,453
1	児童福祉総務費	1,174,401	21,649	1,196,050	県支出金 12,196	9,453
5	清里保育園費	118,902	0	118,902		
6	家庭児童相談室運営費	6,956	0	6,956		
7	児童センター費	11,274	0	11,274		

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	0	1 人件費（清里保育園）（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (198) 健康労働保険料 (△198)
18 負担金、補助及び交付金	21,649	2 乳児家庭全戸訪問事業費 共済組合負担金 (68) 健康労働保険料 (△68)
		3 平井小放課後児童クラブ運営事業費 共済組合負担金 (136) 健康労働保険料 (△136)
		4 有明小放課後児童クラブ運営事業費 共済組合負担金 (87) 健康労働保険料 (△87)
		5 清里小放課後児童クラブ事業運営費 共済組合負担金 (177) 健康労働保険料 (△177)
		6 児童福祉総務費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (65) 健康労働保険料 (△65)
		7 利用者支援事業費 共済組合負担金 (115) 健康労働保険料 (△115)
		8 新型コロナウイルス感染症対策事業費 補助金 21,649 補助金 (21,649) 感染症対策のための改修整備等事業補助金 (8,232) 私立保育所等給食費支援補助金 (13,417)
4 共 済 費	0	1 保育士確保対策事業費 共済組合負担金 (73) 健康労働保険料 (△73)
		2 一時預かり事業費（一般型） 共済組合負担金 (57) 健康労働保険料 (△57)
		3 清里保育園費（人件費） 共済組合負担金 (171) 健康労働保険料 (△171)
4 共 済 費	0	1 家庭児童相談運営費 共済組合負担金 (163) 健康労働保険料 (△163)
4 共 済 費	0	1 児童センター運営費 共済組合負担金 (221) 健康労働保険料 (△221)

(款) 3 民生費  
 (項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,628,321	0	1,628,321		
1	生活保護総務費	97,513	0	97,513		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	0	1 生活保護総務費（産休・育休代替職員任用） 共済組合負担金 (26) 健康労働保険料 (△26) 2 生活保護適正実施推進事業費 共済組合負担金 (82) 健康労働保険料 (△82) 3 被保護者就労支援事業費 共済組合負担金 (52) 健康労働保険料 (△52) 4 被保護者就労準備支援事業費 共済組合負担金 (37) 健康労働保険料 (△37) 5 被保護者健康管理支援事業費 共済組合負担金 (58) 健康労働保険料 (△58)

(款) 4 衛生費  
 (項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	3,038,522	161	3,038,683		161
1 保健衛生費	1,101,216	161	1,101,377		161
1 保健衛生総務費	145,694	0	145,694		
3 予防費	551,050	0	551,050		
4 環境衛生費	6,360	161	6,521		161
5 公害対策費	258,234	0	258,234		
10 保健事業費	87,536	0	87,536		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
4 共 済 費	0	1 保健総務費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (123) 健康労働保険料 (△123)	
		2 保健総務費（産休・育休代替職員任用） 共済組合負担金 (65) 健康労働保険料 (△65)	
		3 衛生総務費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (55) 健康労働保険料 (△55)	
4 共 済 費	0	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 共済組合負担金 (35) 健康労働保険料 (△35)	
10 需 用 費	40	1 環境衛生費 161 消耗品費 (40)	
17 備品購入費	121	備品購入費 (121)	
4 共 済 費	0	1 荒尾干潟水鳥・湿地センター事業費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (246) 健康労働保険料 (△246)	
4 共 済 費	0	1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業費 共済組合負担金 (171) 健康労働保険料 (△171)	

(款) 4 衛生費  
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	清 掃 費	1,225,176	0	1,225,176		
	2	塵芥処理費	880,717	0	880,717		
	3	し尿処理費	276,953	0	276,953		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	0	1 塵芥処理費 共済組合負担金 (996) 健康労働保険料 (△996)
4 共 済 費	0	1 し尿処理費 (会計年度任用職員任用) 共済組合負担金 (206) 健康労働保険料 (△206) 2 松ヶ浦環境センター運営費 共済組合負担金 (51) 健康労働保険料 (△51)

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	509,036	11,816	520,852	4,256	7,560
1 農業費	392,971	11,816	404,787	4,256	7,560
1 1 農業委員会費	52,009	0	52,009		
3 農業振興費	125,016	165	125,181		165
4 水田農業経営確立対策事業	3,913	1,155	5,068	県支出金 1,155	
7 耕地費	153,724	10,496	164,220	その他 3,101	7,395

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
4 共 済 費	0	1 機構集積支援事業費 共済組合負担金 健康労働保険料	(193) (△193)
18 負担金、補助及び交付金	165	1 荒尾スマート農業推進事業費 補助金 温度管理システム導入事業補助金	165 (165) (165)
18 負担金、補助及び交付金	1,155	1 水田農業経営確立対策事業費 補助金 経営所得安定対策等制度推進事業費補助金（eMAFF移行分）	1,155 (1,155) (1,155)
4 共 済 費	3	1 耕地費	322
16 公有財産購入費	7,070	各種負担金 熊本県ため池協議会負担金	(322) (322)
18 負担金、補助及び交付金	322	2 多面的機能支払交付金事業費 返還金	3,101 (3,101)
18 負担金、補助及び交付金	322	3 県営土地改良総合整備事業費 共済組合負担金 用地取得費	7,073 (3) (7,070)
22 償還金、利子及び割引料	3,101		

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
7 商工費	632,537	1,432	633,969		1,432
1 商工費	632,537	1,432	633,969		1,432
1 商工総務費	108,465	0	108,465		
4 観光費	241,310	1,432	242,742		1,432
8 消費者行政費	6,327	0	6,327		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
4 共 済 費	0	1 商工総務費（産休・育休代替職員任用） 共済組合負担金 (8) 健康労働保険料 (△8)	
		2 商工総務費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (54) 健康労働保険料 (△54)	
22 償還金、利 子及び割引 料	1,432	1 観光物産館跡地管理費 返還金	1,432 (1,432)
4 共 済 費	0	1 地方消費者行政活性化事業費 共済組合負担金 (116) 健康労働保険料 (△116)	

(款) 8 土木費  
 (項) 2 道路橋梁費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	道路橋梁費	2,051,811	0	2,051,811		
2	道路維持費	580,098	0	580,098		
		231,836	0	231,836		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	0	1 道路維持費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (55) 健康労働保険料 (△55)

(款) 8 土木費  
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	436,739	0	436,739		
	1 住宅管理費	432,464	0	432,464		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	0	1 住宅総務費（産休・育休代替職員任用） 共済組合負担金 (65) 健康労働保険料 (△65)

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	1	2,171,902	0	2,171,902		
	2	202,096	0	202,096		
	2	197,431	0	197,431		

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	0	1 事務局費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (62) 健康労働保険料 (△62) 2 語学指導外国青年招致事業費 共済組合負担金 (491) 健康労働保険料 (△491) 3 学校教育課管理費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (61) 健康労働保険料 (△61)

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	小学校費	490,274	0	490,274		
	2 教育振興費	235,201	0	235,201		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	0	1 小学校振興費 共済組合負担金 (250) 健康労働保険料 (△250) 2 小学校特別支援教育支援員事業費 共済組合負担金 (563) 健康労働保険料 (△563) 3 小学校特別支援教育支援員事業費 (臨時分) 共済組合負担金 (879) 健康労働保険料 (△879)

(款) 10 教育費  
(項) 3 中学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	中学校費	288,594	0	288,594		
	2 教育振興費	149,389	0	149,389		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	0	1 中学校振興費 共済組合負担金 (143) 健康労働保険料 (△143) 2 中学校特別支援教育支援員事業費 共済組合負担金 (275) 健康労働保険料 (△275) 3 中学校特別支援教育支援員事業費 (臨時分) 共済組合負担金 (271) 健康労働保険料 (△271) 4 中学校フリースクール事業費 共済組合負担金 (348) 健康労働保険料 (△348)

(款) 10 教育費  
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	520,253	0	520,253		
1	社会教育総務費	349,572	0	349,572		
4	少年指導センター費	12,721	0	12,721		
5	人権同和教育費	6,956	0	6,956		
9	宮崎兄弟の生家施設管理費	11,934	0	11,934		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	0	1 国際交流員招致事業費 共済組合負担金 (86) 健康労働保険料 (△86)
4 共 済 費	0	1 少年指導センター管理費 共済組合負担金 (88) 健康労働保険料 (△88) 2 青少年防犯パトロール強化事業費 共済組合負担金 (50) 健康労働保険料 (△50)
4 共 済 費	0	1 人権同和教育事業費 共済組合負担金 (62) 健康労働保険料 (△62)
4 共 済 費	0	1 宮崎兄弟の生家施設管理費 共済組合負担金 (113) 健康労働保険料 (△113) 2 宮崎兄弟の生家おもてなし向上事業費 共済組合負担金 (54) 健康労働保険料 (△54)

(款) 10 教育費  
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	670,685	0	670,685		
	1 保健体育総務費	39,540	0	39,540		

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	0	1 あらお子どもスポーツ教室事業費 共済組合負担金 (38) 健康労働保険料 (△38)

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	349 ( 295 )	379,075	1,241,777	843,104	2,463,956	475,106	2,939,062	
補正額	( 3 )	2,700		463	3,163	491	3,654	
計	349 ( 298 )	381,775	1,241,777	843,567	2,467,119	475,597	2,942,716	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	40,148	1,537	25,391	18,980	684	2,092	98,702	174
	補正額				103				
	計	40,148	1,537	25,391	19,083	684	2,092	98,702	174
職員手当の内訳	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,534	236	17,922	336,124	205,905	24,675	69,000	
	補正額				360				
	計	1,534	236	17,922	336,484	205,905	24,675	69,000	

令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計  
補正予算（第2号）

令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,662千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,434,415千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		1	1,662	1,663
	1 繰越金	1	1,662	1,663
歳 入	合 計	7,432,753	1,662	7,434,415

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		111,122	0	111,122
	1 総務管理費	96,132	0	96,132
6 保健事業費		75,348	0	75,348
	2 保健事業費	31,287	0	31,287
9 諸支出金		4,183	1,662	5,845
	1 償還金及び還付加算金	4,183	1,662	5,845
歳 出 合 計		7,432,753	1,662	7,434,415

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	1	1,662	1,663
歳入合計	7,432,753	1,662	7,434,415

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	111,122	0	111,122
6 保健事業費	75,348	0	75,348
9 諸支出金	4,183	1,662	5,845
歳出合計	7,432,753	1,662	7,434,415





2 歳 入

(款) 7 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
7	繰越金	1	1,662	1,663
1	繰越金	1	1,662	1,663
2	その他の繰越金	1	1,662	1,663

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 その他の繰越金	1,662	1 その他の繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	総務費	111,122	0	111,122		
	1 総務管理費	96,132	0	96,132		
	1 一般管理費	94,104	0	94,104		

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	0	1 一般管理費 共済組合負担金 (94) 健康労働保険料 (△94)

(款) 6 保健事業費  
 (項) 2 保健事業費

6	保健事業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	2 保健事業費	75,348	0	75,348		
	1 保健衛生普及費	31,287	0	31,287		

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	0	1 国保ヘルスアップ事業費 共済組合負担金 (339) 健康労働保険料 (△339)

(款) 9 諸支出金  
 (項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
9 諸支出金	4,183	1,662	5,845		1,662
1 償還金及び 還付加算金	4,183	1,662	5,845		1,662
3 償 還 金	10	1,662	1,672		1,662

(国民健康保険特別会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	1,662	1 償還金 返還金	1,662 (1,662)



令和4年度荒尾市介護保険特別会計補正  
予算（第2号）

令和4年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102,630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,226,285千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,508,443	10,781	1,519,224
	1 国庫負担金	1,045,796	10,781	1,056,577
9 繰入金		1,143,898	3,545	1,147,443
	1 一般会計繰入金	960,524	3,545	964,069
10 繰越金		1	88,302	88,303
	1 繰越金	1	88,302	88,303
歳入合計		6,089,894	102,628	6,192,522

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		177,693	0	177,693
	1 総務管理費	118,038	0	118,038
	3 介護認定審査会費	56,069	0	56,069
5 地域支援事業費		225,958	0	225,958
	2 包括的支援事業・ 任意事業費	94,043	0	94,043
	3 介護予防・生活支 援サービス事業費	118,307	0	118,307
6 基金積立金		0	25	25
	1 基金積立金	0	25	25
8 諸支出金		2,126	102,603	104,729
	1 償還金及び還付加 算金	1,904	102,603	104,507
歳 出 合 計		6,089,894	102,628	6,192,522

第 1 表 歳入歳出予算補正（介護サービス事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 財産収入		0	2	2
	1 財産運用収入	0	2	2
歳 入	合 計	33,761	2	33,763

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		31,619	0	31,619
	1 居宅介護支援事業費	31,619	0	31,619
5 基金積立金		0	2	2
	1 基金積立金	0	2	2
歳 出 合 計		33,761	2	33,763



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(保険事業勘定)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	1,508,443	10,781	1,519,224
9 繰入金	1,143,898	3,545	1,147,443
10 繰越金	1	88,302	88,303
歳入合計	6,089,894	102,628	6,192,522





2 歳 入

(款) 4 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	国庫支出金	1,508,443	10,781	1,519,224
1	国庫負担金	1,045,796	10,781	1,056,577
1	1 介護給付費負担金	1,045,796	10,781	1,056,577
9	繰入金	1,143,898	3,545	1,147,443
1	一般会計繰入金	960,524	3,545	964,069
5	低所得者保険料軽減繰入金	90,595	3,545	94,140
10	繰越金	1	88,302	88,303
1	繰越金	1	88,302	88,303
1	1 繰越金	1	88,302	88,303

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 過年度分介護給付費負担金	10,781	1 過年度分介護給付費負担金
2 過年度分低所得者保険料軽減繰入金	3,545	1 過年度分低所得者保険料軽減繰入金
1 繰越金	88,302	1 繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	1	1	補正額の財源内訳			
						特定財源	一般財源		
款 項 目				補正前の額	補 正 額	計			
1	1			総務費	177,693	0	177,693		
	1			総務管理費	118,038	0	118,038		
		1		一般管理費	117,884	0	117,884		

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	0	1 介護保険特別会計（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (61) 健康労働保険料 (△61)

(款) 1 総務費  
 (項) 3 介護認定審査会費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	介護認定審査会費	56,069	0	56,069		
	2 認定調査等費	42,321	0	42,321		

(介護保険特別会計：保険事業勘定)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	0	1 認定調査等費 共済組合負担金 (551) 健康労働保険料 (△551)

(款) 5 地域支援事業費  
 (項) 2 包括的支援事業・任意事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 地域支援事業費	225,958	0	225,958		
2 包括的支援事業・任意事業費	94,043	0	94,043		
2 総合相談事業費	5,184	0	5,184		
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	2,860	0	2,860		

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	0	1 総合相談事業 共済組合負担金 (76) 健康労働保険料 (△76)
4 共 済 費	0	1 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 共済組合負担金 (72) 健康労働保険料 (△72)

(款) 5 地域支援事業費  
 (項) 3 介護予防・生活支援サービス事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 介護予防・生活支援サービス事業費	118,307	0	118,307		
2 介護予防・ケアマネジメント事業費	29,197	0	29,197		

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	0	1 介護予防・ケアマネジメント事業費 共済組合負担金 (635) 健康労働保険料 (△635)

(款) 6 基金積立金  
 (項) 1 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 基金積立金	0	25	25		25
1 基金積立金	0	25	25		25
1 基金積立金	0	25	25		25

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積 立 金	25	1 介護給付費準備基金等積立金 積立金 介護給付費準備基金積立金	25 (25) (25)

(款) 8 諸支出金  
 (項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 諸支出金	2,126	102,603	104,729		102,603
1 償還金及び 還付加算金	1,904	102,603	104,507		102,603
2 償 還 金	4	102,603	102,607		102,603

(介護保険特別会計：保険事業勘定)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	102,603	1 国・県・支払基金返還金 返還金	102,603 (102,603)





(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 事業費	31,619	0	31,619
5 基金積立金	0	2	2
歳出合計	33,761	2	33,763



2 歳 入

(款) 4 財産収入  
(項) 1 財産運用収入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	財産収入	0	2	2
1	財産運用収入	0	2	2
1	1 利子及び配当金	0	2	2

(介護保険特別会計：介護サービス事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 利子及び配当金	2	1 荒尾市介護サービス事業基金利子

3 歳 出

(款) 2 事業費  
(項) 1 居宅介護支援事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 事業費	31,619	0	31,619		
1 居宅介護支援事業費	31,619	0	31,619		
1 介護予防支援事業費	31,619	0	31,619		

(介護保険特別会計：介護サービス事業勘定)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	0	1 介護予防支援事業費 共済組合負担金 (556) 健康労働保険料 (△556)

(款) 5 基金積立金  
 (項) 1 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 基金積立金	0	2	2		2
1 基金積立金	0	2	2		2
1 基金積立金	0	2	2		2

(介護保険特別会計：介護サービス事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積 立 金	2	1 荒尾市介護サービス事業基金積立金 積立金 介護サービス事業基金積立金	2 (2) (2)



令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第2号）

令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ923,164千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		1	11,131	11,132
	1 繰越金	1	11,131	11,132
歳 入	合 計	912,033	11,131	923,164

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		51,006	0	51,006
	1 総務管理費	48,893	0	48,893
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		835,316	11,131	846,447
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	835,316	11,131	846,447
歳 出	合 計	912,033	11,131	923,164





(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	51,006	0	51,006
2 後期高齢者医療広域連合納付金	835,316	11,131	846,447
歳出合計	912,033	11,131	923,164

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
			11,131	
			11,131	

2 歳 入

(款) 5 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰越金	1	11,131	11,132
1	繰越金	1	11,131	11,132
1	繰越金	1	11,131	11,132

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	11,131	1 繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	1	1	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
款 項 目				補正前の額	補 正 額	計		
1	1		総務費	51,006	0	51,006		
	1		総務管理費	48,893	0	48,893		
		1	一般管理費	48,893	0	48,893		

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	0	1 一般管理費（会計年度任用職員任用） 共済組合負担金 (133) 健康労働保険料 (△133)

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金  
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金	835,316	11,131	846,447	11,131	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	835,316	11,131	846,447	11,131	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	835,316	11,131	846,447	その他 11,131	

(後期高齢者医療特別会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	11,131	1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金	11,131 (11,131) (11,131)



令和4年度荒尾市病院事業会計補正予算  
(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度荒尾市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和4年度荒尾市病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
医事業務委託料	令和5年度	24,717千円
中央材料室滅菌業務委託料	令和5年度～令和7年度	39,600千円

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和3年度決算に基づく荒尾市の健全化  
判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足  
比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和4年8月31日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和3年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.99
連結実質赤字比率	—	17.99
実質公債費比率	9.4	25.0
将来負担比率	12.1	350.0

令和3年度決算に基づく荒尾市公営企業の資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	令和3年度	経営健全化基準
荒尾市水道事業会計	—	20.0
荒尾市下水道事業会計	—	20.0
荒尾市病院事業会計	—	20.0





令和 3 年 度

荒尾市財政健全化  
審 査 意 見 書

荒尾市監査委員

荒 監 査 第 8 2 号  
令和 4 年 8 月 1 0 日

荒尾市長 浅田 敏彦 様

荒尾市監査委員 近 藤 克 也  
同 橋 本 誠 剛

令和 3 年度荒尾市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、審査に付された令和 3 年度荒尾市の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を付し送付します。

令和3年度  
荒尾市財政健全化審査意見書

1 審査の基準

この審査は、荒尾市監査基準に準拠して実施しました。

2 審査の種類

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2項に基づくものです。

3 審査の対象

令和3年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の評価項目

審査に付された健全化判断比率の算定の適法性及び算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性

5 審査の期間

令和4年8月5日から令和4年8月9日まで

6 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を各決算書等と照合し、評価項目について審査しました。

7 審査の結果

上記1から6までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められました。

8 審査意見

健全化判断比率は、以下のとおりです。 (単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.99
② 連結実質赤字比率	—	—	17.99
③ 実質公債費比率	9.4	9.4	25.0
④ 将来負担比率	12.1	—	350.0

\*当年度においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも発生しないために「—」と表記しています。

- (1) ①実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率を示すもので、②の連結実質赤字比率とともに、1年間の資金調達を表す「直接的な資金繰指標」です。

令和3年度の実質赤字比率については、歳入総額 29,133,650 千円から歳出総額 28,410,995 千円と翌年度に繰り越すべき財源 211,970 千円を差し引いた実質収支額は 510,685 千円の黒字であるため、実質赤字比率は「－」となります。

また、実質収支額は前年度の 76,780 千円から 433,905 千円増加し、実質収支比率については 4.04%となり、前年度の 0.63%から 3.41 ポイント上昇しています。

- (2) ②連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計等に特別会計・企業会計等を加えた「全会計の実質赤字額、資金不足額の比率」です。

令和3年度の連結実質赤字比率は、実質収支額が一般会計等で 510,685 千円、特別会計では、国民健康保険 102,937 千円、介護保険（保険勘定）115,549 千円、後期高齢者医療 11,132 千円、介護保険（介護サービス勘定）0 千円、企業会計の資金剰余額が水道事業 820,342 千円、下水道事業 253,695 千円、病院事業 2,061,987 千円となっており、連結実質収支額は 3,876,327 千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は「－」となります。

前年度の連結実質収支の黒字額は 2,902,376 千円であったため、973,951 千円増加したことになりますが、これは、水道事業会計 112,107 千円、下水道事業会計 28,234 千円等が減少したものの、病院事業会計 643,932 千円、一般会計 433,905 千円等が増加したことによるものです。

- (3) ③実質公債費比率は、標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の比率であり、3か年の平均値で表し、公債費の負担から見た「間接的な資金繰指標」です。

実質公債費比率の算定方法は、分子を一般会計等の地方債の元利償還金に公営企業の地方債に充当した繰入金、一部事務組合の地方債に充当した補助金・負担金、公債費に準ずる債務負担行為に係るもの等の合計額から特定額を控除した額とし、分母を標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額から特定額を控除した額として割合を求めます。

令和3年度の実質公債費比率は、令和元年度から令和3年度までの3か年平均の 9.4%で前年度と同じになっており、早期健全化基準の 25.0%と比べると良好な比率となっています。

- (4) ④将来負担比率は、標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率で、純負債に対して償還財源が用意できるかという「債務償還能力指標」です。

将来負担比率は、（将来負担額 27,752,185 千円－充当可能財源等 26,365,736 千円）÷（標準財政規模 12,635,369 千円－算入公債費等の額 1,252,345 千円）×100 で算出します。

将来負担額の内訳は、一般会計等の地方債の現在高 17,513,915 千円、債務負担行為に基づく支出予定額 83,007 千円、水道・病院・下水道事業の地方債償還に充当する公営企業債等繰入見込額 7,234,975 千円、有明広域行政事務組合の地方債償還に充当する組合負担等見込額 802,387 千円、一般会計等職員の退職手当負担見込額 2,116,913 千円、第三セクター等の負債額 988 千円、上記②の連結実質赤字額 0 千円です。

充当可能財源等の内訳は、財政調整基金等 24 基金 8,636,376 千円、市営住宅使用料等の充当可能特定歳入 641,095 千円、基準財政需要額算入見込額 17,088,265 千円です。

令和 3 年度の将来負担比率は、上記の式により 12.1% となります。前年度の△3.8% と比べると 15.9 ポイント低下しています。これは、前年度に比べて充当可能財源等が 775,768 千円増加しましたが、将来負担額も 2,578,289 千円増加したことによるものです。

将来負担額の増加は、債務負担行為に基づく支出予定額 17,960 千円、第三セクター等 341 千円が減少したものの、公営企業債等繰入見込額 1,529,501 千円、地方債の現在高 891,486 千円、退職手当負担見込額 114,159 千円、組合負担等見込額 61,444 千円が増加したことによるものです。

充当可能財源等の増加は、充当可能特定歳入 98,044 千円が減少しましたが、基準財政需要額算入見込額 808,384 千円、充当可能基金 65,428 千円が増加したことによるものです。

以上のように、令和 3 年度においても健全化判断比率は、黒字のため発生していない、あるいは早期健全化基準を下回る比率となっています。今後とも健全な財政基盤の確立を進めていかれることを望みます。



令和 3 年度

荒尾市公営企業会計の  
経営健全化審査意見書

荒尾市監査委員

荒 監 査 第 8 3 号  
令和 4 年 8 月 1 0 日

荒尾市長 浅田 敏彦 様

荒尾市監査委員 近 藤 克 也  
同 橋 本 誠 剛

令和 3 年度荒尾市公営企業会計の経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 3 年度荒尾市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を付し送付します。



令和3年度  
荒尾市経営健全化審査意見書

1 審査の基準

この審査は、荒尾市監査基準に準拠して実施しました。

2 審査の種類

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づくものです。

3 審査の対象

令和3年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の評価項目

審査に付された資金不足比率の算定の適法性及び算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性

5 審査の期間

令和4年8月5日から令和4年8月9日まで

6 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を各決算書等と照合し、評価項目について審査しました。

7 審査の結果

上記1から6までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められました。

8 審査意見

資金不足比率は、以下のとおりです。 (単位：%)

会計名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和3年度	令和2年度	
① 水道事業会計	—	—	20.0
② 下水道事業会計	—	—	
③ 病院事業会計	—	—	

\* 資金不足比率は、いずれも発生しないために「—」と表記しています。

- (1) ①水道事業会計においては、流動資産が1,206,516千円、流動負債は651,908千円であり、前年度に比べると流動資産が11,343千円減少し、流動負債は104,949千円増加しています。

これは、流動資産では現金預金が3,321千円増加したものの、未収金14,203千円等が減少したためです。また、流動負債では未払金99,321千円、企業債4,185千円等が増加したためです。

当年度の資金不足を国の示す基準から見ますと、流動資産1,206,516千円－（流動負債651,908千円－控除企業債等265,734千円）となり、資金剰余額が820,342千円になります。よって、令和3年度も資金不足はありません。

以上のように資金不足は生じておらず、健全な範囲で推移していると認められます。

- (2) ②下水道事業会計においては、流動資産が485,532千円、流動負債は746,866千円であり、前年度に比べると流動資産が51,876千円、流動負債は63,167千円ともに増加しています。

これは、流動資産では現金預金61,230千円等が減少したものの、未収金113,747千円が増加し、流動負債では企業債16,943千円等が減少したものの、未払金79,189千円等が増加したためです。

当年度の資金不足を国の示す基準から見ますと、流動資産485,532千円－（流動負債746,866千円－控除企業債等515,029千円）で、資金剰余額が253,695千円になります。よって、令和3年度も資金不足はありません。

以上のように資金不足は生じておらず、健全な範囲で推移していると認められます。

- (3) ③病院事業会計においては、流動資産が3,688,681千円、流動負債は1,879,076千円であり、前年度に比べると流動資産が1,025,969千円、流動負債は390,963千円ともに増加しています。

これは、流動資産で現金預金841,019千円、未収金153,693千円等が増加したためです。流動負債では引当金6,673千円等が減少したものの、未払金389,306千円、企業債8,926千円が増加したためです。

当年度の資金不足を国の示す基準から見ますと、流動資産3,688,681千円－（流動負債1,879,076千円－控除企業債等252,382千円）で、資金剰余額が2,061,987千円になります。よって、令和3年度も資金不足はありません。

以上のように資金不足は生じておらず、健全な範囲で推移していると認められます。